

APEC 食料安全保障に関するワークショップ 結果概要

1. 期間及び場所

平成24年9月25日(火)～27日(木)の3日間
イイノホール会議室(東京都千代田区)、等

2. 出席者

21全ての APEC 参加国・地域の食料安全保障担当者、APEC、FAO等の国際機関事務局の担当者等、約70人が参加

〔 当省より、仲野農林水産大臣政務官、佐藤農林水産審議官、坂井国際部長、櫻庭審議官、等が出席 〕

3. 概要

第1部 開会

冒頭、仲野農林水産大臣政務官より、東日本大震災に対する各エコノミーからの支援・協力への謝意、震災復興への取組み、世界的な食料価格の高騰への対応、食料増産の重要性し、本ワークショップの目的について開会挨拶があった。

続いて、APEC事務局より、本年の食料安全保障に関する APEC の活動について報告。

第2部 植物新品種の知的財産権の保護

越部圓氏(前アジア太平洋種子協会(APSA)会長)の司会の下で、植物新品種の知的財産権の保護について意見交換が行われた。

(1)各エコノミー、機関による取組み

東アジア植物品種保護フォーラム参加国からの植物新品種保護国際連盟(UPOV)加盟に向けた取組状況、民間セクターを代表してタイ種子協会及び農林 水産・食品産業技術振興協会(JATAFF)による取組状況、国際稲研究所(IRRI)及び国際熱帯農業センター(CIAT)から国際機関による育種と植物品種保護制度の意義、先進国における植物新品種の知的財産権の保護の経験、について説明。

(2) 我が国の取組み

冒頭、櫻庭審議官より、人口増加や気候変動による食料需給を巡る課題に対し、植物育種は最も効果的・効率的な解決手段である一方で、育成者が行う投資に対して、知的財産権として法的な保護を与えることによりリターンを確保する植物品種保護制度が重要であること、我が国は「東アジア植物品種保護フォーラム」を通じ、地域の植物品種保護制度の充実に向けた協力活動を進めていること等を説明。

(3) とりまとめ

議論の結果として、大要以下のとりまとめがされた。

- 食料安全保障上欠かせない農業生産性向上において、育種及びその育成者の権利を保護する植物品種保護制度が重要であるという認識を共有
- 地域内で調和した制度づくりを進めることにより、品種登録の効率化・コスト低減、更には紛争防止の効果が期待され、そのため、国際機関と国の二者の関係ではなく、APEC 等を通じた多国間の連携が重要
- 民間セクターからは、育成者権が保護されない国には進出(投資)できないことが強調され、また、今後は国際研究機関と民間セクターの官民連携を推進する必要

第3部 食料安全保障への更なる取組み

坂井国際部長の司会の下で、食料安全保障の強化のための更なる取組みについて意見交換が行われた。

(1) APEC 等の国際的な取組み

ロシアより、本年5月にロシアのカザンで開催された第2回 APEC 食料安全保障担当大臣会合の結果概要等、ロシア年の取組みを説明。国際連合食糧農業機関(FAO)日本事務所より、関係者間の連携の必要性、最近の価格動向について説明。

(2) 各エコノミーの取組み

我が国(外務省)より、責任ある農業投資原則(PRAI)の取組みと意義について説明。

インドネシア及び中国より、自国の食料安全保障への取組み、主要穀物の生産状況、生産者への技術普及の取組み等について説明

(3) 民間セクターの取組み

我が国及び米国の民間セクターより、農業者団体の食料安全保障への取組み、水産加工施設に関する東日本大震災からの復興への取組み、コールドチェーン構築による収穫後フードロスの削減への取組み、食料の安全性を高めることによる食料の確保への取組み、円滑な貿易を確保することによる食料供給等について説明。

(4)とりまとめ

議論の結果として、大要以下のとりまとめがされた。

- 本日の議論を今後の参考としていくこと
- 情報の共有が必要不可欠であり、プレゼン資料を APIP に掲載して関係者間で広く共有を図ること
- 本ワークショップ参加者の総意として、司会役から、PPFS議長に対して、来年のPPFS会合を実りあるものにする観点から、本日の結果をPPFSメンバーで共有すること、PPFS会合への本日のワークショップ説明者の出席を検討することを提案すること

第4部 アジア太平洋食料安全保障情報プラットフォームの機能強化

坂井国際部長の司会の下で、アジア太平洋食料安全保障情報プラットフォーム(APIP)の機能強化について意見交換が行われた。

(1)開発状況

我が国より、APIP の開発状況、食料安全保障に関する情報の掲載状況等について説明。

(2)関連データベース

米国農務省(USDA)の統計データベースについて米国農務省担当者から、ASEAN+3 食料安全保障情報システム(AFSIS)について、及び G20 の農業市場情報システム(AMIS)への我が国の支援について当省担当者からそれぞれ説明。

なお、ロシアからは、APIP とその他の情報提供システムとの重複等について問題提起。

(3)とりまとめ

議論の結果として、大要以下のとりまとめがされた。

- 本日の議論を、今後の APIP の機能強化の参考としていくこと
- 情報の共有が必要不可欠であり、プレゼン資料を APIP に掲載して関係者

間で広く共有を図ること

第5部 食料安全保障関連施設の視察

都市における農産物栽培の先進的な取組み、フードチェーンの中核をなす卸売市場、との我が国として特筆できる食料安全保障関連施設の視察を行った。

5. 評価

- 本ワークショップについては、全ての APEC 参加国・地域から参加者が あった等、食料安全保障に関する関係者の関心の高さが示され、時宜を得たものと評価。
- 参加者からは、休憩時間、昼食時にも活発な質問等があり、情報及び問題意識の共有、食料安全保障への共通の理解の醸成ができた。
- 食料安全保障の強化は、政府のみで実現できるものではなく、フードチェーンに関係する生産者、加工業者、流通業者等の関係者が密接に連携して取組む必要があることから、今回のワークショップには、こうした民間セクターからも出席を得たところ、具体的な事例に基づいた討議を行うことができ、相互理解を深め、今後の連携強化につなげることができた。
- APIP の重要性について理解を深めることにより、各エコノミーからの情報提供の増加が期待できる。
- 一方、種々のデータベースが存在することから、各データベースの目的・機能を検討の上、重複をなくす等、APIP と AMIS 等とのリンクエージを検討していくための問題意識を共有することができた。

(以上)